

1 被災労働者の社会復帰の促進

労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために実施する次表の事業についての平成17年度の評価及び平成18年度の目標は以下のとおり。

(単位:百万円)

施策名	労災病院の運営(独立行政法人)		
施策概要	<p>労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。 さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保の面において重要な役割を果たしている。</p>	17年度 予算額	11,495
17年度 成果目標	<p>○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標(別紙1)を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月) なお、平成17年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 珪肺労災病院及び大牟田労災病院については、平成18年3月31日までに廃止する。また、平成18年度及び19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。 2 各労災疾病研究センターにおいて、四肢切断、骨折等の職業性外傷、せき髄損傷に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、既存のデータ・ベース(ホームページ)と併せてアクセス件数3万6千件以上を得る。 3 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、38%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ1万8千件以上の受託検査を実施する。 4 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万1千人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。 5 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。 		
成果目標 を達成す ための 手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 個々病院ごとの「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進める。 2 各労災疾病研究センターにおいてデータベースの構築を実施し、質の高い情報を効率よく提供する。 3 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能の強化等勤労者医療の地域支援の推進を行う。 4 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携の強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成配置を行う。 5 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。 また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。 	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。

1

実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 珪肺労災病院及び大牟田労災病院については、平成18年3月31日廃止。 2 各労災疾病研究センターにおけるモデル医療情報などへのアクセス件数：38,260件 3 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価：77.0% <ol style="list-style-type: none"> ア 患者紹介率：42.3% イ モデル医療の普及対象者数：18,681人 ウ 受託検査実施件数：27,119件 4 救急搬送患者受入数：66,699人 5 全労災病院における平均満足度：78.9% 		
評価	<p>評価委員会では、「労災病院の統廃合については、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保等に配慮し、計画どおり円滑に処理したことは評価できる。なお、今後予定されている病院の廃止・統合についても順調な取組を期待する。中期計画に掲げた数値を上回った実績があり、高く評価する。勤労者医療の地域支援については、患者紹介率、高度医療機器の受託検査の実施件数が中期目標比で十分な実績を上げている。特に、労災指定医療機関等に対して満足度調査を実施し、医師から77.0%の満足度を得たことは評価できる。」とされたところであり、引き続き労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供、各労災疾病研究センターにおけるモデル医療情報等のデータベース構築の実施、患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能の強化等勤労者医療の地域支援の推進、「労災病院統廃合実施計画」に基づく廃止業務の推進等を行う必要がある。</p>		
18年度 成果目標	<p>○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩手労災病院については、平成19年3月31日までに廃止する。平成19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。 2 各労災疾病研究センターにおいて、高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数4万7千件以上を得る。 3 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。 <ol style="list-style-type: none"> ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万1千件以上の受託検査を実施する。 4 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。 5 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。 	18年度 予算額	11,281
施策名	医療リハビリテーションセンターの運営（独立行政法人）		
施策概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。	17年度 予算額	-

2	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。		
	成果目標 を達成す るための 手法	四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	医学的に職場・自宅復帰可能となった退院患者割合：80.5%		
	評 価	評価委員会では、「前年度に引き続き、中期目標に記載されている職場・自宅への復帰が可能である患者の割合を上回る実績となり、評価できる。」とされたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する必要がある。		
18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。		18年度 予算額	-

3	施 策 名	総合せき損センターの運営（独立行政法人）			
	施策概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。		17年度 予算額	-
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。			
	成果目標 を達成す るための 手法	外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。	
	実 績	医学的に職場・自宅復帰可能となった退院患者割合：83.9%			
評 価	評価委員会では、「前年度に引き続き、中期目標に記載されている職場・自宅への復帰が可能である患者の割合を上回る実績となり、評価できる。」とされたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する必要がある。				

18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	18年度 予算額	-
--------------	--	-------------	---

4	施策名	労災リハビリテーション作業所の運営（独立行政法人）		
	施策概要	入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。		17年度 予算額
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を23.1%以上とする。		
	成果目標 を達成す るための 手法	各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実績	社会復帰率：23.7%		
	評価	評価委員会では、「入所者毎の社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングにより数値目標である社会復帰率が平成16年度に比し1.6ポイント高まったことは評価できる。」とされたところであり、引き続き入所者の適性に応じた社会復帰プログラムの作成・就職指導等により、自立能力の確立を図る必要がある。		
	18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を24.7%以上とする。		18年度 予算額

	施策名	休養施設及び労災保険会館の運営（独立行政法人）		
	施策概要	「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年末までに全て廃止する。		17年度 予算額

5	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 休養施設「水上荘」、「別府湯のもりパレス」及び労災保険会館を平成18年3月31日までに廃止する。		
	成果目標 を達成する ための 手法	「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定） に基づき廃止に係る業務を進める。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年 度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	水上荘については、平成17年5月31日廃止。 別府湯のもりパレスについては、平成17年11月30日廃止。 労災保険会館については、平成18年3月31日廃止。		
	評 価	評価委員会では、「計画どおり円滑に処理したことは評価できる。」とされたところである。		
	18年度 成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度 予算額

6	施 策 名	納骨堂の運営（独立行政法人）		
	施策概要	産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。		17年度 予算額
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年 度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価：89.5%		
評 価	評価委員会では、「中期目標に掲げた数値を上回り高く評価する。」とされたところであり、引き続き産業殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行 う必要がある。			

18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。	18年度 予算額	-
--------------	---	-------------	---

7	施策名	障害者職業能力開発校事業	
	施策概要	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備事業。	17年度 予算額 1,263
	17年度 成果目標	障害者に配慮した効果的な訓練用機器及び施設の整備を図ることにより、職業訓練を終了した者の就職率を60%以上とする。	
	成果目標 を達成す るための 手法	労働市場が求める職業能力を付与するため、産業構造の変化等に対応し、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 就職率を指標として評価を実施する。
	実績	障害者職業能力開発校 就職率：68.5%	
	評価	目標を達成しており、一般の職業能力開発校において職業訓練を受ける事が困難な障害者に対して、その障害特性に適応した職業訓練を行う上で不可欠な事業であり、引き続き実施する必要がある。	
	18年度 成果目標	障害者に配慮した効果的な訓練用機器及び施設の整備を図ることにより、職業訓練を終了した者の就職率を60%以上とする。	18年度 予算額 367

	施策名	身体障害者技能競技大会補助金（独立行政法人）	
	施策概要	障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つとともに、広く社会一般の障害者に対する理解を深め、その雇用の促進等を図ることを目的として全国障害者技能競技大会を実施すること。	17年度 予算額 60
	17年度 成果目標	中期目標期間中に、競技大会（3回開催）への参加選手を延べ600人以上とし、全都道府県からの選手参加を得ること、及び大会来場者の年々の増加を目指す。 （独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成20年3月）	

8	成果目標を達成するための手法	障害者を多数雇用する事業所等へ選手の参加を勧奨するとともに、多様な障害種別に対応した競技種目・定員の設定を行う。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の補助事業実績報告書を指標とし、評価を実施する。	
	実績	今大会には47都道府県から270名の選手が参加し、来場者数は約2万3千人であった。 (平成16年度：参加選手229名、来場者19,930名)			
	評価	参加選手数については、2回開催した状況を踏まえると目標を達成する見込みであり、全都道府県からの選手参加及び大会来場者数については目標を達成した。 また、評価委員会では「障害者ワークフェアとの同時開催による参加選手・来場者の増は評価に値する」とされたところである。 ※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、障害者の技能に関する競技大会に係る業務については、納付金関係業務として実施されることとなったため、平成18年度より、身体障害者技能競技大会については障害者雇用納付金により実施することとなる。			
	18年度成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度予算額	0

2 被災労働者及びその遺族の援護

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者の及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施する次表の事業についての平成17年度の評価及び平成18年度の目標は以下のとおり。

9	施策名	労災年金相談等支援事業				
	施策概要	労災年金受給者とその家族に対する生活相談・援護、労災年金制度に関する広報及び調査等			17年度予算額	1,896
	17年度成果目標	年金受給者に対する訪問相談、労災ケアサポート相談・指導、健康管理医による指導等を効果的に実施することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。				
	成果目標を達成するための手法	労災年金受給者に対する訪問相談、労災ケアサポート相談・指導、健康管理医による指導等を効果的に実施する。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	各種相談業務等を利用した者を対象とした満足度調査結果を指標として評価を実施する。		
	実績	「大変満足した」あるいは「満足した」との評価：89.5%				
評価	目標を達成しており、労災年金受給者とその家族等が抱える就労、介護等の諸問題の迅速かつ円滑な解決を図るためには、専門的な指導・相談を安定的・継続的に実施することが不可欠であるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。					

18年度 成果目標	本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。	18年度 予算額	1,832
--------------	----------------------------------	-------------	-------

10	施策名	高齢被災労働者対策事業	
	施策概要	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営	
	17年度 成果目標	1 労災特別介護施設における脊髄損傷、じん肺等重度被災労働者に対する褥瘡の予防・措置、排泄処置及び酸素吸入療法など障害特性に応じた専門的かつ、きめ細やかな介護サービスを提供するとともに、より一層その質の向上を図り、本事業に対する入居者から80%以上の満足度を確保する。 2 全国8施設の入居者定員800名に対し、年度末までに入居者数720名、入居率90%とする。(16年度末入居者708名に比して12名増とする。)	
	成果目標 を達成す るための 手法	労災傷病による障害の特性に応じた心身両面にわたる適切な専門的介護サービスを提供する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 入居者への満足度調査結果及び入居者実績数を指標として評価を実施する。
	実 績	1 良好なサービスを受けたとする評価：91.5% 2 入居者数：724名、入居率：90.5% (平成18年3月末実績)	
	評 価	目標を達成しており、高齢となった重度被災労働者が、在宅において介護人がいないなどにより日常生活に支障をきたしている状況に鑑み、引き続き、その労災傷病による障害の特性に応じた心身両面にわたる適切な専門的介護を、安定的に継続して行う必要がある。	
	18年度 成果目標	1 本事業に対する入居者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	18年度 予算額

11	施策名	在宅介護支援経費	
	施策概要	在宅の重度被災労働者に対する労災ホームヘルパーによる専門的介護	
	17年度 成果目標	利用者の介護実態に対応した質の高い介護サービスを提供することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。	
	成果目標 を達成す るための 手法	在宅の重度被災労働者に対する労災ホームヘルパーによる利用者の介護実態に対応した質の高い介護サービスを提供する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 労災ホームヘルプサービスを利用した者を対象とした満足度調査結果を指標として評価を実施する。
	17年度 予算額	90	

実績	「大変満足した」あるいは「満足した」との評価：82.7%		
評価	目標を達成しており、重度被災労働者及びその家族の安定した生活を維持するため、障害に応じた専門的介護サービスの提供が不可欠であることから、引き続き実施する必要がある。		
18年度 成果目標	本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。	18年度 予算額	89

施策名	労災診療費審査対策事業		
施策概要	労災診療費請求内訳書（レセプト）等の点検(事務的審査)、診療費データの集積管理等を行わせることにより労災診療費の審査体制の強化を図る。	17年度 予算額	3,884
17年度 成果目標	労災診療費請求等について、誤請求率を8.76%（平成15年度実績）以下とする。		
12 成果目標 を達成す るための 手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 労災診療費算定基準の徹底を図るため医療機関向けに研修会を実施する。 2 特に算定誤りが多い箇所等について、周知・広報を徹底する。 3 誤請求が多い医療機関に対し直接指導する。 	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	労災診療費の誤請求率の調査結果を指標として評価を実施する。
実績	平成17年度の誤請求率：8.59%		
評価	目標を達成しており、労災診療費の迅速かつ適正な支払を維持していく上で不可欠な事業であり、引き続き実施する必要がある。		
18年度 成果目標	労災診療費請求等について、誤請求率を8.59%以下とする。	18年度 予算額	3,760

施策名	労災年金担保貸付事業(独立行政法人)		
施策概要	労働者及びその遺族の援護を図ることを目的として、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金貸付事業を行う。	17年度 予算額	35

13	17年度 成果目標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。 （独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間：平成16年4月～平成20年3月）		
	成果目標 を達成す るための 手法	独立行政法人福祉医療機構が貸付業務に用いる電算処理システムの見直し等を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成20年度に事後評価を実施する。
	実 績	受託金融機関の申込締切日から貸付実行（借入申込者の口座へ入金）までの期間の事務処理日数が22.5日（概ね4週間）（平成15年度の平均事務処理日数）から17.4日（概ね3週間）となり、5.1日間短縮した。		
	評 価	評価委員会では、「平均事務処理期間に関し、中期目標における目標値を大幅に前倒しして達成している。」とされたところであり、引き続き労働者及びその遺族の援護を図るため、迅速な事務処理を実施する必要がある。		
	18年度 成果目標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。 （独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間：平成16年4月～平成20年3月）	18年度 予算額	34

3 労働者の安全及び衛生の確保

労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に規定する業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために実施する次表の事業についての平成17年度の評価及び平成18年度の目標は以下のとおり。

14	施 策 名	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業		
	施策概要	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図っている。	17年度 予算額	218
	17年度 成果目標	都道府県労働局における集団指導への参加事業場数を5%増加させるとともに、集団指導に出席した事業主等から法令等について理解できた旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成す るための 手法	集団指導の周知を積極的に行うとともに懇切丁寧な指導に努める。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	集団指導終了後に意見聴取する。
	実 績	1 集団指導開催回数：10,918回（平成16年度：11,508回に比べて5%減） 2 集団指導に出席した事業主等から法令等について理解できた旨の評価：94.3%		

評価	参加事業場数は目標を達成できなかったが、事業主等から法令等について理解できた旨の評価は目標を達成しており、労働者の労働条件の確保・改善を図る上で効果があり、新たに改正される法令等の着実な履行を図る必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得る。	18年度 予算額	167

施策名	産業保健推進センターの利用促進事業(独立行政法人)		
施策概要	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。	17年度 予算額	-
17年度 成果目標	<p>○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標(別紙1)を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月) なお、平成17年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。 2 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については35万件以上得る。 3 地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。 また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。 		
15 成果目標 を達成す るための 手法	ニーズ調査等の結果を研修内容に反映させ質の向上を図る、インターネット等多様な媒体を用いた研修内容、研修の申込受付を実施する、都道府県労働局・労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業保健関係者に対する研修回数: 2, 844回、産業保健関係者からの相談件数: 15, 036件 2 情報誌「産業保健21」: 年4回発行、産業保健推進センターのホームページアクセス件数: 638, 258件 3 地域産業保健センター運営協議会への出席、助言: 420回、 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対する新任研修開催数: 東京1回25人参加、大阪1回20人参加。 地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修開催数: 各センターで年1回以上開催し、合計で75回開催。 		
評価	評価委員会では、「産業保健関係者に対する研修又は相談については、アスベスト問題に関して、過去において蓄積した知見を生かし、各センターに健康相談窓口を開設し、現地相談窓口及び講習会を実施するなど、国民の不安の解消に精力的に取り組んだことは評価できる。中期計画に掲げた数値を上回った実績があり高く評価する。」とされたところであり、引き続き労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修・相談の実施、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する必要がある。		

18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 1 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。 2 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については40万件以上得る。 3 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。	18年度 予算額	-
--------------	--	-------------	---

16	施策名	勤労者予防医療センターの運営（独立行政法人）		
	施策概要	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。		17年度 予算額
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ7万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千9百人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。		
	成果目標 達成する ための 手法	労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により指導・相談の質の向上を図る、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する、センター利用者の満足度調査結果を指導・相談内容に反映させ質の向上を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実績	1 勤労者の過労死予防対策の指導：113,672人 2 メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談：15,249人 3 勤労女性に対する女性保健師による生活指導：3,280人 4 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価：90.6%		
	評価	評価委員会では、「勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、中期目標の数値目標達成に向け大きな成果をあげており、評価できる。」とされたところであり、引き続き勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する必要がある。		
	18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ10万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万4千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。		18年度 予算額

施策名	海外勤務健康管理センターの運営（独立行政法人）		
-----	-------------------------	--	--

17	施策概要	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。	17年度 予算額	-
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 1 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千9百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万7千件以上のアクセスを得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動の強化、また、定期的にセンター利用者に対し満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を業務運営に反映する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	1 施設サービス利用者数：14,757人 2 海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価：92.7% 3 ホームページアクセス件数：34,513件		
	評 価	評価委員会では、「前年度に引き続き、満足度調査において有用であった旨の回答が中期目標に記載された数値を上回ったほか、海外赴任中の健康管理サービスの提供や海外医療事情に関する情報提供によりセンター利用者数などの実績が順調に成果を上げていることは評価できる。」されたところであり、引き続き海外派遣労働者に対する健康診断の実施、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報についての調査・研究を行い、そのデータを随時提供する必要がある。		
	18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 1 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 海外派遣労働者の健康促進、メンタルヘルス等に関する調査研究成果をホームページで情報提供し、1万8千件以上のアクセスを得る。	18年度 予算額	-

18	施 策 名	海外巡回健康相談事業（独立行政法人）		
	施策概要	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。	17年度 予算額	-
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次の海外巡回健康相談の業務内容に反映する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。

実績	海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価：94.6%		
評価	評価委員会では、「前年度に引き続き、満足度調査において有用であった旨の回答が中期目標に記載された数値を上回ったことは評価できる。」とされたところであり、引き続き海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う必要がある。		
18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。	18年度 予算額	-

施策名	林業における安全衛生対策の推進事業		
施策概要	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対し巡回方式による特殊健診を実施する。		17年度 予算額 92
17年度 成果目標	1 「林業における作業の変化に対応した安全対策の推進」事業に参加した林業事業者における「かかり木処理に係るガイドライン」に基づいた取組等の実施状況を高めるとともに、これら林業事業者に対する研修会における参加者から安全対策の推進に有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 チェーンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導や振動障害防止対策の啓発・特殊健康診断の実施等により、振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%（平成15年度実績）以下にする。		
19 成果目標 を達成す るための 手法	1 巡回指導・研修会の実施、パンフレットによる周知等 2 チェーンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導や振動障害防止対策の啓発・特殊健康診断の実施等	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 参加者からのアンケートによる評価 2 振動障害の巡回特殊健診の有所見率
実績	1 「林業における作業の変化に対応した安全対策の推進」事業において、「かかり木処理に係るガイドライン」に基づき適切に取組を行う、または今後も継続する旨の回答：92% 同事業における研修会等で、参加者から有用であった旨の回答：90% 2 振動障害の巡回特殊健診の有所見率：10.6%		
評価	「かかり木」に係る安全対策の推進の評価については目標を達成し、振動障害の巡回特殊健診の有所見率については、目標を達成できなかったが、林業における安全衛生対策の取組の推進に効果があった。また、災害発生率が他の産業と比べて高く、小規模事業場が多い林業における労働災害・業務上疾病を防止するためには、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
18年度 成果目標	1 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 2 振動障害の巡回検診の有所見率を7.7%以下にする。	18年度 予算額	78

施策名	建設業における総合的労働災害防止対策事業			
施策概要	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。	17年度 予算額	841	
17年度 成果目標	1 「専門工事業者安全管理活動等促進事業」の対象工事種である建設業の専門工事業者におけるマネジメントシステムの導入を推進するとともに、これら専門工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 建設工事等における墜落防止のため、手すり先行工法の普及率を高める。			
成果目標を達成するための手法	足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	参加者からのアンケートによる評価。	
20 実績	1 専門工事業者安全管理活動等促進事業 参加者からの本事業における研修会等について有用であった旨の回答：97% 労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進する旨の回答：91% 2 建築工事墜落防止対策推進事業 研修会の参加者からの今後手すり先行工法を採用する旨の回答：52%（手すり先行工法を採用している現場（17年度）：9.4%）			
評価	目標を達成し、建設業の専門工事業者への労働安全衛生マネジメントシステムの導入の推進が図れた。 また、研修会の参加者より、今後、手すり先行工法を採用する旨の回答を52%得たことから、建築工事墜落防止対策推進事業を通じ手すり先行工法の普及促進に効果があった。 しかし、建設業においては依然として災害発生率が高く、墜落災害が建設業の死亡災害の約4割を占めること等から、これらの災害を防止するための取組に対するさらなる指導・支援が必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。			
18年度 成果目標	1 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 2 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を50%以上に高める。 3 安全優良職長として厚生労働大臣から顕彰された者が研修会の内容等を活用した安全衛生活動を実施した割合を80%以上とする。	18年度 予算額	742	

施策名	中小地場総合工事業者等における総合的な労働災害防止対策の推進事業			
施策概要	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等を行う。	17年度 予算額	231	

21	17年度 成果目標	「中小地場総合工事業者等における総合的な労働災害防止対策の推進」事業に参加した中小総合工事業者における安全衛生計画策定、下請の安全衛生活動に対する指導状況（下請の安全衛生計画作成に対する指導等）を高めるとともに、これら中小総合工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成す るための 手法	現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	参加者からのアンケートによる評価。
	実 績	参加者の、本事業における研修会等が安全管理活動を行う上で有用であった旨の回答：99%		
	評 価	目標を達成し、中小地場総合工事業者による現場の安全管理の向上に効果があったが、中小地場工事業者が施行する現場では大手総合工事業者の施行する現場と比べて災害発生率が高い傾向があることから、中小地場総合工事業者における労働災害防止の取組に対するさらなる指導・支援が必要不可欠であるため、引き続き事業の実施が必要であるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
	18年度 成果目標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、7.6%以上減少させる。	18年度 予算額	194

22	施 策 名	安全衛生情報センター運営事業		
	施策概要	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。	17年度 予算額	689
	17年度 成果目標	中央労働災害防止協会安全衛生情報センターにおいて、安全衛生情報システムアクセス数525万件（平成15年度実績の5%以上（以下同じ。））、高度視聴覚媒体の利用者数は12,651人、産業安全技術等に係る展示コーナー館利用者数は50,860人以上にする。		
	成果目標 を達成す るための 手法	安全衛生情報センターにおいて提供する災害事例や教育ソフト等の的確な開発、充実等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	安全衛生情報システムへのアクセス数の自動集計、高度視聴覚媒体及び展示コーナーの利用者数の集計。
	実 績	1 安全衛生情報システムへのアクセス数：約1,162万件 2 高度視聴覚媒体の利用者数：12,390人 3 産業安全技術等に係る展示コーナー利用者数：55,599人		
評 価	安全衛生情報システムへのアクセス件数は大幅に増加し目標を達成し、これらの情報を活用した事業場の安全衛生対策の実施に大きく貢献している。また、高度視聴覚媒体の利用者数及び展示コーナーの利用者数も目標を概ね達成し、社員教育等の一環として効果的に活用された（利用者へのアンケートでは、9割以上から内容について適切との回答を得ている）。安全衛生対策の推進のためには、的確な情報、効果的な教育の提供が必要不可欠であるため、引き続き事業の実施が必要であるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。			

18年度 成果目標	1 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用し安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 2 コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を816万件（過去3年間の平均の5%増（以下同じ。））、高度視聴覚媒体の利用者数を13,279人、展示コーナーの利用者数を54,554人以上とする。	18年度 予算額	619
--------------	--	-------------	-----

施策名	成長産業における安全衛生活動基盤整備事業		
施策概要	近年著しい成長が見られる産業の業種の中には、危険な作業を有しているにもかかわらず事業者の安全衛生への取組が遅れがちなものがあることから、これらの業種について、業界全体及び事業者の安全衛生活動の促進を図るため、安全衛生規定等の作成、安全衛生協議会の設置等を行う。		17年度 予算額
17年度 成果目標	介護サービス事業の業界団体の構成事業場において、安全衛生規定を作成、または作成予定の事業場の割合を向上させる。		
成果目標 を達成す ための 手法	業界団体への安全衛生協議会の設置、安全衛生規定等の作成により、業界及び事業場の安全衛生活動を促進を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	対象事業場へのアンケートにより、安全衛生規定の作成等に係る取組状況を調査する。
実 績	平成16年度に実施した事業場に対する実態調査等の結果を踏まえて作成した安全衛生規定等を活用し、集団指導、個別指導及びパトロールを実施した。		
評 価	平成16年度に実施したアンケート調査の結果、安全衛生管理規定を「作成している」と回答した事業場の割合は、約28%であったのに対し、平成17年度に実施した研修会、集団説明会に参加した事業場等を対象としたアンケート調査の結果においては、安全衛生管理規定を「作成している」又は「作成を予定している」と回答した事業場の割合は約63%となっており、本事業の実施を通し、事業場における自主的な安全衛生活動の促進が図られた。また、対象とした業界団体においても、今次総会にて団体内に安全衛生協議会を設置することが決定される予定であることから、業界としての自主的な安全衛生活動を促進するための基盤を整備することができた。		
18年度 成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度 予算額
			0

施策名	交通労働災害防止対策推進事業		
施策概要	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。		17年度 予算額
17年度 成果目標	「交通労働災害防止対策推進事業」の個別指導対象事業場における「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定める事項（適正な走行管理等）の実施率を高める。		
			74

24	成果目標を達成するための手法	交通労働災害防止のためのガイドラインに定める項目に係る個別指導を適切に実施する。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	個別指導対象事業場に対し、ガイドラインに定める事項の実施状況に係るアンケート調査を実施する。		
	実績	個別指導を実施した事業場に対する調査の結果、管理体制の確立、交通労働災害防止推進計画の作成に係る項目について、個別指導実施後、約半年弱の短期間においても実施率が高まっており、個別指導の実施により交通労働災害防止への組織的・計画的な取組が推進された。 ・管理体制の確立（規定の作成の割合：51%→53%、担当管理者の選任の割合：60%→62%） ・交通労働災害防止推進計画の作成（計画の作成の割合：48%→54%）				
	評価	目標を達成し、個別指導の対象となった事業場のうち、管理体制の確立、交通労働災害防止推進計画の作成に係る項目に係る実施率が高まり、事業場における交通労働災害防止への組織的・計画的な取り組みの推進に効果があった。 しかしながら、交通労働災害の発生件数は依然として高い水準にあることから、今後も交通労働災害の防止の徹底は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。				
	18年度成果目標	個別指導対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、個別指導対象事業場における交通労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前と事業実施翌年度を比較して9.6%以上減少させる。		18年度予算額	69	

25	施策名	自律的安全衛生管理活動普及促進事業				
	施策概要	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。		17年度予算額	214	
	17年度成果目標	1 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、安全衛生管理に関する診断を受けた事業場のうち、本年度中に改善に取り組む事業場を半数以上とする。 2 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、相談を受けた事業場において安全衛生活動を促進する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 3 「自律的安全衛生管理活動普及促進事業」の対象団体における労働安全衛生マネジメントシステムの導入に取組む事業場の割合を高める。				
	成果目標を達成するための手法	1 対象団体に対する相談員等の養成、研修会の実施等に係る支援を通し、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。 2 個別事業場に対する労働安全衛生の専門家による安全衛生診断の実施により、事業場の安全衛生水準の向上を図る。 3 相談に訪れた事業場に対する的確な回答、解決策の提示等により、事業場の安全衛生水準の向上を図る。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	1 対象団体において実施した研修会の参加者からのアンケートによる評価。 2 安全衛生診断の対象とした事業場に対し、診断後の改善への取組み状況について報告を求め、これを把握する。 3 相談を受けた事業場からのアンケートによる評価。		
	実績	1 安全衛生管理に関する診断を受けた事業場による本年度中に改善に取り組む旨の回答：95.2% 2 相談を受けた者による相談内容が有用であった旨の回答：94.9% 3 研修会実施後、労働安全衛生マネジメントシステムの中核をなすリスクアセスメントについて、来年度の導入について具体的計画を作成する旨の回答：9% なお、「導入済みであり、さらに進めたい」、「来年度からの導入について検討したい」との回答が25%であった。				

評価	目標を達成し、当該事業の対象事業場のうち、労働安全衛生マネジメントシステムの中核をなすリスクアセスメントに関する取り組みを進める割合が高まったほか、安全衛生診断の結果を踏まえた改善措置に取り組む割合が9割を超えるなど、事業場の自律的な安全衛生管理活動の推進に効果があったが、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムに関する取組を中小規模事業場が単独で行うことは困難であること等から、今後も支援が必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
18年度 成果目標	1 本事業の活動に参加した事業対象団体においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を50%以上とする。 2 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、労働安全衛生マネジメントシステムのモデル事業対象事業場及び診断事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前と事業実施翌年度を比較して9.6%以上減少させる。	18年度 予算額	215

施策名	労働者の健康情報の保護に関する適切な対応についての普及啓発事業			
施策概要	事業場における労働者の健康情報の保護に関する適切な対応策の普及を図るため、産業医をはじめとする産業保健スタッフ等に対し健康情報の保護に関する研修を実施する。		17年度 予算額	26
17年度 成果目標	健康情報保護に関する産業保健スタッフ等に対する研修については、受講者から普及啓発を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。			
26 成果目標 を達成す るための 手法	研修内容に適した講師の選定、研修内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。	
実績	「今後の産業保健活動に有用である」と回答した研修受講者：94.2%			
評価	目標を達成し、研修受講者から高い評価を得ており、労働者の健康情報の保護に関する適切な対応策の普及に効果があった。			
18年度 成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度 予算額	0

施策名	産業保健関係者に対するC型肝炎に関する正しい知識の普及事業		
-----	-------------------------------	--	--

27	施策概要	職域においてC型肝炎に関する正しい知識の普及を図るため、産業医等の産業保健関係者を対象とした研修を実施する。		17年度 予算額	5
	17年度 成果目標	C型肝炎に関する産業保健スタッフ等に対する研修については、受講者から普及啓発を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。			
	成果目標 を達成す るための 手法	研修内容に適した講師の選定、講習内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。	
	実 績	「有用であった」又は「概ね有用であった」と回答した研修受講者：93%			
	評 価	目標を達成し、研修受講者から高い評価を得ており、更なる職域におけるC型肝炎に関する正しい知識の普及のため、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。			
18年度 成果目標	研修参加者が、当該研修を踏まえ事業場内におけるC型肝炎に関する新たな教育に取り組む割合を80%以上にする。		18年度 予算額	5	

28	施 策 名	小規模事業場の産業保健活動推進事業			
	施策概要	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。		17年度 予算額	248
	17年度 成果目標	産業医共同選任事業については、事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合を80%以上とする。			
	成果目標 を達成す るための 手法	補助を受けている事業場に対し、地域産業保健センターに登録し、産業保健指導・援助を受けるよう働きかける等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を行うとする事業場割合。	
	実 績	事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合：81%			

評価	目標を達成し、補助を受けている事業場の産業保健活動の定着に効果をあげており、更なる小規模事業場の産業保健活動の推進のため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	産業医共同選任事業において、事業終了時に引き続き産業医による産業保健活動を継続する事業場割合を81%以上にする。	18年度 予算額	224

施策名	労働衛生関係機関の統一精度管理事業		
施策概要	健康診断機関の行う健診のレベルを向上し、労働者の健康管理を適切に行うため、一定の能力を備えた健康診断機関に対し、保健指導や事後措置についての評価や指導を実施する。 また、作業環境測定機関の測定データの信頼性の維持向上のため、国に登録されている作業環境測定機関の実態調査を実施し、各機関の測定データのバラツキ、正確さを把握し、その結果に基づき必要な講習等の措置を実施する。	17年度 予算額	46
17年度 成果目標	1 優良な健康診断機関の育成事業については、前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関の80%以上が評価基準を満たすようにする。 2 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数を61,959事業場以上にするるとともに、Aの評価を得る作業環境測定機関の割合（A（優良）、B（良）、C（普通）の3段階で評価）を73.4%以上にする。		
29 成果目標 を達成す るための 手法	1 統一精度管理事業の周知、評価結果に基づき機関に対する講習を実施。 2 評価基準を満たさなかった健診機関の専門技術者に対する研修等を実施。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数、Aの評価を得る作業環境測定機関の割合。 2 前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関のうち、今年度評価基準を満たした健診機関の割合。
実績	1 前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関が評価基準を満たした割合：100% 2 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数：75,913事業場 Aの評価を得る作業環境測定機関の割合：74.0%		
評価	目標を達成し、健康診断機関の健診レベルの向上及び作業環境測定機関の測定データの信頼性の維持向上に効果を上げており、今後もさらなる労働者の健康管理のためには労働衛生関係機関の精度管理は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	1 前年度に評価基準を満たさず指導を行った全ての健診機関が評価基準を満たすようにする。 2 統一精度管理事業に参加の作業環境測定機関の測定実施事業場数を75,913事業場（17年度実績）以上とするとともに、A（優良）の評価を得る機関の割合を74.0%（17年度実績）以上にする。	18年度 予算額	41

施策名	特定有害業務従事者の離職後特殊健康診断事業		
施策概要	石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。	17年度 予算額	434

30	17年度 成果目標	有害業務に従事していた労働者に対する離職後の特殊健康診断の受診率を51.4%以上にする。		
	成果目標 を達成す るための 手法	健康管理手帳所持者等に対する健診受診等の勧奨、周知。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	健康管理手帳所持者の特殊健康診断受診率。
	実 績	健康管理手帳所持者に対する特殊健康診断の受診率：48.2%		
	評 価	概ね目標を達成し、有害業務従事労働者の離職後の健康管理に効果があったことから、引き続き事業を実施する必要がある。 なお、18年度予算において類似事業であるじん肺予防対策調査研究等事業と統合を行った。		
	18年度 成果目標	離職後健診の受診率を51.4%以上にする。	18年度 予算額	521

31	施 策 名	呼吸用保護具等の性能の確保のための買取試験実施事業		
	施策概要	呼吸用保護具等の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買い取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。	17年度 予算額	57
	17年度 成果目標	呼吸用保護具について、買取試験において、重大な欠陥による型式検定の取消が無い状態を維持するとともに、その他の不具合等についての指導を行うべきものの割合を10%以下に維持する。		
	成果目標 を達成す るための 手法	買取試験制度の周知を行うとともに、買取試験の結果、製品に不具合等があったメーカー等に対する指導を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 型式検定の基準を下回る重大な欠陥の発生状況。 2 不具合がある呼吸用保護具の割合。
	実 績	防じんマスク及び防毒マスクについて、買取試験の結果、不具合等についての指導を行うべき割合：1.9%（防じんマスク59型式、防毒マスク46型式のうち、防じんマスクは1型式、防毒マスクは1型式） また、重大な欠陥による型式検定の取消はなかった。		
	評 価	目標を達成し、信頼できる製品の製造と流通に効果をあげており、今後も呼吸用保護具等の性能の確保は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
	18年度 成果目標	抜き打ちによる買取試験を行い、規格に適合しない重大な欠陥が生じない状態を維持するとともに、不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。	18年度 予算額	61

	施策名	じん肺予防対策調査研究等事業		
	施策概要	1 地方じん肺診査医への研修を実施する。 2 法違反は認められないにも関わらず、新規有所見者を発生させた事業場等の調査等を行い、原因と対策を検討する。 3 「じん肺有所見者に対する健康管理教育ガイドライン」について産業保健スタッフに対して講習を行い、当該ガイドラインに沿った教育の普及を行う。	17年度 予算額	23
32	17年度 成果目標	じん肺診断技術等に関する研修及びじん肺有所見者の健康管理に関する講習会の受講者による研修・講習内容がじん肺対策を講じる上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	講習内容に適した講師の選定、講習内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。
	実 績	1 地方じん肺診査医研修の受講者による「有用であった」又は「概ね有用であった」との回答：100% 2 本事業における講習会の受講者による「有意義だった」又は「まあ有意義だった」との回答：93.8%		
	評 価	目標を達成し、研修・講習の受講者より高い評価を得ており、更なるじん肺の予防・健康管理の適切な実施のため引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。 なお、18年度予算において類似事業である特定有害業務従事者の離職後特殊健康診断事業と統合を行った。		
	18年度 成果目標	研修事業参加者が、当該研修を踏まえ事業場内における健康管理の新たな教育に取り組む割合を80%以上にする。	18年度 予算額	20

	施策名	過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業		
	施策概要	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等各種支援事業を実施する。	17年度 予算額	340
33	17年度 成果目標	過重労働・メンタルヘルス対策に係る研修の受講者及びメンタルヘルス対策に関する専門家による支援事業を利用した事業場から、過重労働・メンタルヘルス対策を進める上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	1 研修内容に適した講師の選定、研修内容の充実。 2 支援内容に適した専門家の選定、支援内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。

実績	1 メンタルヘルス指針基礎研修の受講者による「参考となる」との回答：94% 2 メンタルヘルス対策支援事業による支援を終了した事業場による「専門家による支援はおおいに役立った」との回答：83.9% 3 産業医等に対する過重労働・メンタルヘルス対策についての研修の受講者による「今後の産業保健活動に有用である」との回答：94.2% 4 精神科医に対する産業保健についての研修の受講者による「今後の産業保健活動に有用である」との回答：90.6%		
評価	目標を達成し、更なる過重労働対策及びメンタルヘルス対策の推進のためには、事業場への研修や支援を実施することは必要不可欠であることから、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。 なお、事業の効率化・合理化を検討し、18年度より中小規模事業場健康づくり事業と統合を行った。		
18年度 成果目標	メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を80%以上にす	18年度 予算額	367

施策名	快適職場形成促進事業			
施策概要	喫煙対策をはじめ快適な職場環境形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務（申請事業場に対する助言、計画の審査等）を行う。		17年度 予算額	457
17年度 成果目標	1 快適な職場を形成するため事業者が策定する快適職場推進計画の認定件数を年間3,000件以上とする。 2 職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づく喫煙対策の実施率を82.8%以上とする。			
34 成果目標 を達成す るための 手法	快適な職場形成のための指針及び職場における喫煙対策ガイドラインの普及啓発。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 快適職場推進計画の認定件数。 2 喫煙対策の実施率。	
実績	1 快適職場推進計画の認定件数：3,210件 2 職場の喫煙対策実施率：88.2%			
評価	目標を達成し、喫煙対策の実施率について向上するなど事業場における快適な職場環境の形成に効果を上げており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。			
18年度 成果目標	1 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 2 職場における喫煙対策の実施率を88.2%以上とする。	18年度 予算額	424	

施策名	地域産業保健センターの利用促進事業		
-----	-------------------	--	--

35	施策概要	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。		17年度 予算額	2,446	
	17年度 成果目標	1 事業者及び労働者等による健康相談窓口の年間延利用人数を70,000人以上とする。 2 健康相談窓口を利用した事業者及び労働者等から、健康確保を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。				
	成果目標 を達成す るための 手法	1 地域産業保健センターの広報。 2 産業医に対する研修。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 健康相談窓口の年間延利用人数。 2 健康相談窓口の利用者からのアンケートによる評価。		
	実 績	1 事業者及び労働者等による健康相談窓口の年間延利用人数：71,197人 2 有用であった旨回答した健康相談窓口の利用者：87.3%				
	評 価	目標を達成し、健康相談窓口を利用した労働者等の健康確保に効果を上げており、更なる小規模事業場における労働者の健康確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。				
18年度 成果目標	1 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については48,132人以上、事業者等については23,065人以上とする。 2 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談を踏まえ自らの健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を80%以上にする。		18年度 予算額	2,460		

36	施 策 名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業			
	施策概要	小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に行う安全衛生活動に対し支援を行う。		17年度 予算額	984
	17年度 成果目標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害発生件数（休業4日以上）を50%以下にする。			
	成果目標 を達成す るための 手法	安全衛生診断及び安全衛生教育の支援の強化を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害発生件数（休業4日以上）。	
実 績	17年度登録団体事業場について、3年間支援するうちの1年目終了時点における事業開始時と比較した労働災害発生件数：17%減				